

## 八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針(案)

令和 5 年

八雲町教育委員会

### 1 基本方針

八雲町郷土資料館（以下、「資料館」という。）において、現在、八雲町から出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

このアイヌ遺骨等については、発掘・発見された出土地域が明らか（以下「出土地域特定遺骨等」という。）であることから、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第 61 会期平成 19 年 9 月 13 日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成 26 年 6 月 20 日閣副第 363 号、26 文科振第 126 号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月閣副第 831 号、30 文科振第 336 号、国北総第 91 号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 15 日 4 文庁第 1600 号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に、出土地域特定遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後八雲町内で発掘調査等により発見され、資料館で保管されることとなったアイヌ遺骨等の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

### 2 情報の周知

資料館の保管するアイヌ遺骨等の情報は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、八雲町のホームページにおいて 1 か月間公開する。

### 3 地域返還

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域アイヌ関係団体に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

#### (1) 地域返還の手続

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、八雲町教育委員会社会教育課を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

#### (2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

イ 上記アの確認前に同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。

ウ 申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、上記ウの周知より1か月間とする。

オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要であると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者」）という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することになった場合には、改めて上記ア以下の手続を執るものとする。

カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合又は上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

#### (3) 地域返還の実施

ア 上記(2)により、出土地域特定遺骨等に係る地域返還対象団体を特定

した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

#### 4 保管の継続又は慰霊施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、資料館において保管の継続、又は国と協議の上、国が北海道白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管することとする。

(1) 情報の周知から1か月間、上記3（1）の地域返還の申請がなかった場合

(2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、上記3（2）において当該遺骨等の地域返還対象団体の特定に至らなかった場合

別記様式 1

令和 年 月 日

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請書

八雲町教育委員会 様

申請団体 名称

代表者の役職・<sup>ふりがな</sup>氏名

郵便番号

住所

電話番号

E - mail

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3 (1) の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨の返還を申請します。

記

- 1 返還を求めるアイヌ遺骨等について  
平成 28 年 (2016) に八雲町東野において発見されたアイヌ遺骨等
- 2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名について氏名、住所、当該地域

との縁を記載の上、欄外に「ほか○名」と記載してください。

※ 返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認提出書類のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）

- 運転免許証     個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）  
 旅券（パスポート）     健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証  
 その他上記に上げる以外の本人確認書類（記入欄）

### 3 返還後の取扱（予定）について

（1）祭祀供養方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

- 納骨・保管     埋葬     その他（記入欄）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

### （2）火葬予定の有無

- 有り     無し     不明

### 4 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

- 出土地域アイヌ関係団体として適切かどうか確認するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針3（2）に基づき反対意見があった場合、申請代表者の氏名、電話番号及びE-mailアドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。

令和 年 月 日

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

八雲町教育委員会 様

提出団体等 名称 (団体の場合)

代表者の役職・<sup>ふりがな</sup>氏名

郵便番号

住所

電話番号

E-mail

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3 (2) の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

- 1 反対意見等を提出するアイヌ遺骨等について  
平成 28 年(2016) に八雲町東野において発見されたアイヌ遺骨等
- 2 提出団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名について氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。



5 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

- 反対意見等の内容を検討するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。
- 提出者の氏名、電話番号及びE-mailアドレスについて、既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。